

相続税の申告書

FD3559

竜ヶ崎 税務署長
 R.1 年 6 月 25 日 提出
 相続開始年月日 H.30 年 8 月 26 日
 ※申告期限延長日 年 月 日

○フリガナは、必ず記入してください。

フリガナ	各 人 の 合 計	財 産 を 取 得 し た 人
氏 名	(被相続人) フルヤ・フミコ 古谷 富美子	フルヤ カズナリ 古谷 一成
個人番号又は法人番号		
生 年 月 日	T.13 年 7 月 12 日 (年齢 94 歳)	S.30 年 9 月 14 日 (年齢 63 歳)
所 在 地	〒302-0116 茨城県守谷市大柏754-5 Tel: 0297 (48) 3872	〒302-0116 茨城県守谷市大柏754-5 (Tel: 0297 - 48 - 3872)
被相続人との続柄		長男
取 得 原 因	該当する取得原因を○で囲みます。 (相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与)	
※ 整 理 番 号		

課税価格の計算	取得財産の価額 (第11表③) ①	1	円
	相続時精算課税適用財産の価額 (第11の2表1⑦) ②	1	円
	債務及び葬式費用の金額 (第13表3⑦) ③		
	純資産価額 (①+②-③) (赤字のときは0) ④		
	経産価額に加算される4年課税分の贈与財産価額 (第11の2表1⑧) ⑤		
	課税価格 (④+⑤) (1,000円未満切捨て) ⑥		
各人の算出税額の計算	法定相続人の数 ⑦	2 人	
	相続税の総額 ⑧		
	一般の場合 (⑧の場合を除く) ⑨		
	地等納税額 (第3表) ⑩		
	相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (第4表1⑥) ⑪		
各人の納付税額	配偶者の税額軽減額 (第5表②又は③) ⑫		
	未成年者控除額 (第6表1②、③又は⑤) ⑬		
	障害者控除額 (第6表2②、③又は⑥) ⑭		
	相次相続控除額 (第7表④又は⑤) ⑮		
	外国税額控除額 (第8表1⑧) ⑯		
	計 ⑰		
還付税額	赤 引 税 額 (⑰+⑱)又は(⑰-⑲) (赤字のときは0) ⑱		
	相続時精算課税額の戻り (第11の2表⑧) ⑲		
	医療法人持分税額控除額 (第8の4表2B) ⑳		
	小 計 (⑰-⑲-⑳) (黒字のときは100円未満切捨て) ㉑		
	農地等納税額予税額 (第8表2⑦) ㉒		
	株式等納税額予税額 (第8の2表2A) ㉓		
	特例株式等納税額予税額 (第8の2表2A) ㉔		
	山林納税額予税額 (第8の3表2⑧) ㉕		
	医療法人持分納税額予税額 (第8の4表2A) ㉖		
	申告税額 (㉑-㉖) ㉗		
	申告期限までに納付すべき税額 (㉗) ㉘		
	還付される税額 (㉘) ㉙		



○この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。
 また、申告書と添付資料を一緒にとじないでください。

※の項目は記入する必要がありません。

002000

領収証

826000

1.6.26

野木 隆

08252

第1表 (平成30年分以降用)

(注) ②欄の金額が赤字となる場合は、②欄の左端に△を付してください。なお、この場合で、②欄の金額のうちに贈与税の外国税額控除額(第11の2表⑧)があるときは、②欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

※ 税務署印
 受理年月日
 (印)

申告区分	年分	グループ番号	補充番号	補充番号
名簿番号	申告年月日	関与区分	書面添付	検査印
作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号		税理士法第30条の書面提出有		
		税理士法第33条の2の書面提出有		

通信日付印の年月日	確認印		番 号
年 月 日			

被相続人の氏名 古谷 富美子

申告期限後3年以内の分割見込書

相続税の申告書「第11表（相続税がかかる財産の明細書）」に記載されている財産のうち、まだ分割されていない財産については、申告書の提出期限後3年以内に分割する見込みです。

なお、分割されていない理由及び分割の見込みの詳細は、次のとおりです。

1 分割されていない理由

~~母親(被相続人=古谷富美子)を含め、長女(海津紀子)および私(長男=古谷一成)は、父親(故古谷正)の実家の資産を引き続く土地柄であることを理解すると共に、時代の移り変わり先祖の供養を務めるための最善策を今しばらく話し合う時間が必要と考える。~~

2 分割の見込みの詳細

~~姉(海津紀子)と私(長男=古谷一成)は、当面は母親(被相続人=古谷富美子)と同居していた私が古谷の家の資産管理を行い、私が独身であることから姉の娘達の将来の希望を聞きながら、彼女らに引き渡せる分割協議を3年以内にまとめ上げられれば幸いと考えている。~~

3 適用を受けようとする特例等

- (1) 配偶者に対する相続税額の軽減（相続税法第19条の2第1項）
- (2) 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例（租税特別措置法第69条の4第1項）
- (3) 特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例（租税特別措置法第69条の5第1項）
- (4) 特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例（所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号)による改正前の租税特別措置法第69条の5第1項）



遺言書

遺言者古谷富美子は次のとおり遺言する

一子海津紀子(昭和三年八月二四日生)に以下の財産を相続させる。

常陽銀行定期一千万円

けんしん 定期一千万円

日本生命 一千万円

郵便貯金 一千万円

簡易保険 三百万円

二子古谷成(昭和三十年九月一四日生)に右記以外の財産すべてを相続させる

三この遺言の執行者として海津紀子を指定する

平成二十七年六月十七日

茨城県守谷市大柏七五四の五

遺言者 古谷富美子



遺言の「付言事項」として

一成には看護においてのお礼を、紀子には良く話を聞いてくれた感謝を伝えます。

筆圧も弱くなり、せめてもの母の願いを短く自筆遺言書として手書きしました。「付言事項」は先祖の残したものを無駄にしないよう、遺言の意図を理解してもらおうこと、また、古谷富美子の意思を受け止めてもらうよう付け加えます。

紀子には預貯金（指定した金融機関の元金と利子）を残し、速やかに相続を進めるよう遺言執行者に指定します。一成には今後の生活に困らないよう自宅及びその他の不動産を残し、また預貯金（紀子に相続させる以外）を残します。紀子は、遺言を誠実に執行し、一成は真摯に協力して、いざこざが起きて散逸しないようお願いします。

遺言者 古谷 富美子



平成二十七年六月十七日

紀子様

一成様